

加古川市ふるさと納税推進事業実施要綱

平成 27 年 1 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市へのふるさと納税を推進するとともに、本市の P R 及び産業振興を図ることを目的として、寄附者に対して返礼品を提供する加古川市ふるさと納税推進事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 本市に対し、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 37 条の 2 及び第 314 条の 7 に基づく寄附を行うことをいう。
- (2) 寄附者 本市に対し、ふるさと納税をした者をいう。ただし、寄附金の使途について、特定の物品の買入れ、特定の施設の建設その他の具体的に特定の使途を指定する場合を除く。
- (3) 返礼品 ふるさと納税に対する感謝の意を表するため、寄附者に提供する商品及びサービスをいう。
- (4) 返礼品提供事業者 返礼品を取り扱う事業者をいう。
- (5) 加古川プレゼンター 返礼品提供事業者として寄附者宅等を訪問し、本市の魅力と共に返礼品を P R する者をいう。

(返礼品の基準等)

第 3 条 前条の返礼品は、平成 31 年総務省告示第 179 号第 5 条に基づくもののほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 法令や公序良俗に反しないものであること。
- (2) 特定の宗教・宗派、思想・信条等にかかわるものではないこと。
- (3) 科学的根拠のない効果・効能をうたうものではないこと。

(返礼品提供事業者の要件)

第 4 条 返礼品提供事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場のいずれかがあり、市内で生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。以下同じ。）を行っている法人、その他団体又は個人事業者（以下「事業者」という。）であること。た

だし、市外の事業者で、市内の事業者と連携し市内でサービスの提供を行っているもの及び市内で生産された農作物等を原料に加工・製造・販売を行っているものはこの限りではない。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) 事業者の役員等が加古川市における暴力団排除の推進に関する条例（平成 24 年加古川市条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しないこと。

(返礼品提供事業者の申請)

第 5 条 返礼品提供事業者の登録を希望する者は、次の書類に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

(1) 加古川市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書（様式第 1 号）

(2) 市税確認承諾書

(3) 誓約書（様式第 2 号）

(4) その他、市長が特に必要と認めるもの

(返礼品提供事業者の登録)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときには、提出された書類を確認することで、第 4 条の登録要件を満たすどうかを判断し、登録の可否について「加古川市ふるさと納税返礼品提供事業者登録通知書」（様式第 3 号）により通知する。

2 市長は、登録後、毎年市税の滞納がないことを確認し、返礼品提供事業者としての登録要件を確認するものとする。

(返礼品の申請等)

第 7 条 返礼品の認定を受けようとする返礼品提供事業者及び事業者は、「加古川市ふるさと納税返礼品認定申請書」（様式第 4 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提案する返礼品の内容がわかるパンフレット等

(2) 提案する返礼品の写真データ

(3) 加古川プレゼンターの任命を受けようとする場合は、その写真データ及び資格・経歴等

(4) その他、市長が特に必要と認めるもの

(返礼品の認定等)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、提出された書類を確認することで、第3条の要件を満たすかどうかを判断し、認定の可否について「加古川市ふるさと納税返礼品認定結果通知書」（様式第5号）により通知する。

2 市長は、事業者から、前条第1項第3号掲げる加古川プレゼンターの認定に係る書類の提出を受けた場合で、第1項の規定により返礼品を認定したときは、「加古川プレゼンター任命書」（様式第6号）を交付するものとする。

（返礼品の提供等）

第9条 市長は、寄附者のうち寄附した時点において加古川市内に住所を有しないものに対し、その希望により、お礼として寄附額（千円未満の部分がある場合は、これを切り捨てた額とする。）の3割相当額以下の返礼品を提供することができる。

2 市長は、寄附者へ返礼品を提供するときは、返礼品提供事業者に発注するものとする。

3 前項の発注を受けた返礼品提供事業者は、速やかに返礼品を当該寄附者に発送若しくは提供しなければならない。ただし、返礼品の発送若しくは提供に要する期間等について、事前に寄附者へ通知している場合はこの限りではない。

（返礼品代の支払い）

第10条 市長は、返礼品の発送実績等を月毎に取りまとめ、返礼品提供事業者に返礼品代を支払うものとする。

2 前項の返礼品代の額は、返礼品の価格及び発送に係る梱包資材代金の合計額（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。

3 返礼品発送に係る運賃は市負担とする。

（返礼品提供事業者の責務）

第11条 返礼品提供事業者は、提供する返礼品を変更することはできない。ただし、返礼品の販売終了その他特別な理由があると認められるときは、この限りでない。

2 返礼品提供事業者は、返礼品を安定的に提供するものとし、返礼品の提供の停止・遅延その他問題等が発生した場合は、速やかに市長へ報告するものとする。

3 返礼品提供事業者は、返礼品の品質、性能等に関する苦情、事故、トラブル等が発生したときは、自己の責任及び負担において誠実に対処しなくてはならない。

4 国が規定する地場産品基準違反、食品表示法違反等により問題が発生した場合は、速やかに市長へ報告するとともに、これらの問題により市又は第三者に生じた損害

賠償、訴訟費用その他の費用を負担しなければならない。

（委託等の禁止又は制限）

第 12 条 返礼品提供事業者は、原則として事業に係る事務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 返礼品提供事業者は、事業の実施に係る事業者の権利及び義務を市長の許可なく、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（事業広報等への協力）

第 13 条 返礼品提供事業者は、返礼品の写真に係るデータの提供等、本市が事業の広報を目的としたチラシ及びその他の制作のために必要な協力を行うものとする。

2 返礼品提供事業者は、市が作成したパンフレット等を返礼品に同封して配布するなどの協力を行うものとする。

（認定等の辞退）

第 14 条 返礼品提供事業者は、返礼品の認定又は返礼品提供事業者としての登録を辞退しようとするときは、速やかに、「加古川市ふるさと納税返礼品等辞退届」（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出は、辞退しようとする日の 2 か月前までに提出するものとする。

3 第 1 項の届出があった場合、市長は返礼品の認定又は返礼品提供事業者としての登録を取り消すことができる。

4 市長は、前項の規定により返礼品の認定又は返礼品提供事業者としての認定を取り消したときは、「加古川市ふるさと納税返礼品等取消通知書」（様式第 8 号）により通知するものとする。

（認定等の取り消し）

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、返礼品の認定又は返礼品提供事業者の登録を取り消すことができる。

（1）申請書等の内容に虚偽があったとき。

（2）国が規定する地場産品基準、食品表示法等に違反したとき。

（3）その他市長が返礼品又は返礼品提供事業者としてふさわしくないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により返礼品の認定又は返礼品提供事業者の登録を取り消したときは、「加古川市ふるさと納税返礼品等取消通知書」（様式第 8 号）により返礼品提供事業者に通知するものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 返礼品提供事業者は、市から提供を受けた個人情報を適正な管理により取り扱うとともに、返礼品の発送以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。第 14 条若しくは第 15 条の規定によりその認定等を取り消し又は当該返礼品提供事業者の従事者が職務を退いた後においても同様とする。ただし、返礼品発送時に同封した返礼品提供事業者のパンフレットにより、寄附者から返礼品提供事業者への商品申し込み等で入手された個人情報の取り扱いについては、この限りでない。

(補則)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 12 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 1 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 1 月 1 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第 7 条に規定する様式は、施行日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。